

情報公開規程

一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク

版 数	第1版
最終改定日（制定日）	2024年12月11日
施行日	2024年12月11日

目 次

第1条	目的	1
第2条	法人の責務	1
第3条	利用者の責務	1
第4条	管 理	1
第5条	情報公開の対象資料等	1
第6条	閲覧場所・閲覧時期	1
第7条	閲覧の申請手続き	1
第8条	インターネットによる情報公開	2
第9条	費用負担	2
第10条	電磁的記録	2
第11条	改廃	2
附則		2
第1条	施行日	2

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク（以下「法人」という。）が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第5条に規定する資料につき一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第3条 本規程に基づき情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理)

第4条 情報公開に関する事務は、法人の本部が統轄管理する。

(情報公開の対象資料等)

第5条 法人において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、以下のものとする。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事の名簿
 - (3) 事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (4) 事業報告書及び収支決算書
 - (5) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 公開対象資料は、一般の閲覧に供するものとし、正当な理由がない場合は、閲覧の請求を拒むことができない。
- 3 第1項(2)について閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所・連絡先等保護されるべき個人情報に関わる記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。
- 4 公開対象資料は、法人が定める場所に常時備え置くものとする。

(閲覧場所・閲覧時期)

第6条 公開対象資料の閲覧場所は、法人の本部とする。

- 2 閲覧の日は、法人の休日以外の日とし、閲覧時間は法人の業務時間内とする。

(閲覧の申請手続き)

第7条 法人の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書（第1号様式）に必要な事項を記載し、代表理事に提出するものとする。

- 2 本部の情報公開事務担当者は、前項の閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿（第2号様式）に必要な事項を記載し、閲覧に供するものとする。
- 3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、代表理事又は代表理事があらかじめ指名した者が説明をし、その過程は記録しておくものと

- する。
- 4 前項の説明に当たっては、法人の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(インターネットによる情報公開)

- 第8条 法人は、第6条第1項の規定による閲覧のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

(費用負担)

- 第9条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。なお、閲覧した者又は謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、原則として実費負担を求め、これに応じる。

(電磁的記録)

- 第10条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求については、法令の定めるところによる。

(改廃)

- 第11条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

(施行日)

- 第1条 この規程は、2024年12月11日より施行する。
(2024年12月11日理事会決議)

閲覧申請書

一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク

代表理事 山内 優子 殿

申請年月日

申請者住所 (〒)

申請者氏名

電話番号

1. 閲覧の目的

2. 閲覧対象資料

